

議案第46号

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月3日提出

さいたま市長 相川 宗一

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例  
さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>38時間45分</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>15時間30分から31時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 [略]</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>7時間45分</u>の勤務時間を割</p>	<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>40時間</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり<u>16時間から32時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 [略]</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>8時間</u>の勤務時間を割り振る</p>

り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

ものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

( 休息时间 )

第7条 削除

第7条 任命権者は、所定の勤務時間のうちに、4時間につき15分の休息時間を置くものとする。

2 任命権者は、職務の特殊性又は勤務公置の特殊の必要により、4時間につき15分の休息時間を設けることが困難である職員の休息时间について、規則の定める基準に従い、別に定めることができる。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

( さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 )

2 さいたま市職員の育児休業等に関する条例(平成13年さいたま市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>( 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態 )</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成13年さいたま市条例第29号)第4条の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き規則で定める日数を超えないものに限る。)とする。</p> <p>(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日と</p>	<p>( 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態 )</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成13年さいたま市条例第29号)第4条の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き規則で定める日数を超えないものに限る。)とする。</p> <p>(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日と</p>

し、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分になるように勤務すること。

- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分になるように勤務すること。

し、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間になるように勤務すること。

- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間になるように勤務すること。